

「とよかわ環境パートナー」募集要項

豊川市は、本市の環境基本計画の理念に賛同し、環境保全の取組等（環境保全活動等）を実施していただける事業者若しくは団体（以下「事業者等」という。）をとよかわ環境パートナー（以下「パートナー」という。）として募集します。

1 パートナーの要件

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 市の区域内に本店、支店又は営業所等を置く事業者等であること。
- (2) 特定の政治、思想、宗教等の啓発等を目的とする団体でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）が役員となっている事業者でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者でないこと。

2 パートナーに求められる取組等

- (1) 市の実施する環境施策に対し、人員、知識、技術等を提供する等の協力を行うこと。
※例1 市主催の環境講座のお手伝い
- (2) 市と協働して環境保全活動等に関する講演、研修会等を開催し、又は自らの実施する環境保全活動等に関する情報を一般公開すること。
※例2 まちの電器店や工務店等と連携した家庭の省エネ行動勉強会
例3 自社等で実施している省エネ対策等を市ホームページ等で紹介

3 申請方法

- (1) 受付期間
随時
- (2) 方法
「とよかわ環境パートナーシップ登録申請書」をEメール又は郵送等で、環境課へ提出すること。
- (3) パートナーの登録
内容を審査した後、市から認定証を交付する。
- (4) 登録期間
申請のあった日の属する年度の末日までとする。
ただし、市及びパートナーの双方から異議のないときは、1年間延長するものとし、その後も同様とする。

4 実績報告

- (1) パートナーは、実施した環境保全活動等の内容について、「とよかわ環境パートナーシップ実績報告書」により、市へ報告すること。

5 支援

- (1) 周知

市は、パートナーの登録内容や取組実績等をホームページ等において公表する。

- (2) 調整

市は、必要に応じ庁内関係課やパートナー間の調整、マッチング等の支援を実施する。

【問合せ先】 豊川市産業環境部 環境課
電 話 0533-89-2141
E-mail kankyo@city.toyokawa.lg.jp